総務省公害等調整委員会



令和元年 11 **月**

第99号

特集『平成の公害紛争事件を振り返る』

座談会:神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

ネットワーク

最前線紹介

"ECO"+Sightseeing="KYOTO" 世界に広がる KYOTO

【京都市】

がんばってまーす

函館市の環境と苦情

苦情原因者とのコミュニケーション

【北海道函館市】

【鳥取県米子市】

『風力発電施設から発生する騒音等に対する取組について』 【環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室】





京都タワー(写真提供:京都市)



はこだてクリスマスファンタジー(写真提供:北海道 函館市(函館市公式観光情報はこぶらより))

••••22

•••••24

Contents

特集

「平成の公害紛争事件を振り返る」

座談会:神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件・・・・・2 公害等調整委員会事務局

ネットワーク

最前線紹介

"ECO"+Sightseeing="KYOTO" 世界に広がる KYOTO •••••••20 京都市環境政策局環境企画部環境指導課

がんばってまーす

函館市の環境と苦情

北海道函館市環境部環境対策課特定施設指導担当主任技師 天池 真輝

苦情原因者とのコミュニケーション

鳥取県米子市市民生活部環境政策課環境保全担当係長 口田 知則





大山と皆生温泉(写真提供:鳥取県米子市)

米子城跡ライトアップ(写真提供:鳥取県米子市)

『風力発電施設から発生する騒音等に対する取組について』

_ . . .

環境省水•大気環境局大気環境課大気生活環境室

公害等調整委員会の動き(令和元年7月~9月)

••••32

- 1 審問期日の開催状況
- 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

公害等調整委員会事務局 ※

都道府県公害審査会の動き(令和元年7月~9月)

••••35

- 1 受付事件の状況
- 2 終結事件の概要

公害等調整委員会事務局 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真 嵐山「渡月橋」(写真提供:京都市)<関連:20ページ>

嵐山の景観に、ひときわ趣を添える渡月橋。大堰川にかかる全長 155 メートルのこの橋は、革和年間 (834~847)、弘法大師の弟子で、法輪寺を興した道昌 によってかけられました。当時はもう少し上流 にあり、法輪寺橋と呼ばれたそうです。渡月橋という名が登場するのは、それから約 440 年後。亀山上皇が、その橋の姿を「くまなき月の渡るに似たり」とたとえたことから、渡月橋と改められました。しかし、その後の長い歳月の間に、何度も焼亡と流失を繰り返します。現在のものは昭和 9 年の改築により完成。昔ながらの風情を残した姿が見事に調和したこの橋によって、現代の嵐山の景観は完成したのです。

特集『平成の公害紛争事件を振り返る』

かみすし

座談会:神栖市におけるヒ素による健康被害等責任

裁定申請事件

出席者:大内 捷司(元公害等調整委員会委員長、顧問)

髙橋 滋 (公害等調整委員会委員)

田口 和也 (元公害等調整委員会事務局長)

内藤 克彦 (元公害等調整委員会事務局審査官)

開催:令和元年8月30日

今年度は、元号が「平成」から「令和」に変わったことから、『平成の公害紛争事件を振り返る』をテーマとして、全4回にわたり特集記事を掲載します。

平成の時代に数多くある事件の中で、第3回として本号では、「神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件」を取り上げます。当時、事件を担当された4名の方にお集まりいただき、座談会を開催しましたので、その概要を掲載します。

概要

平成18年7月、茨城県神栖市等の住民が、国及び茨城県を相手方としてヒ素化合物のジフェニルアルシン酸(DPAA)で地下水が汚染されたことにより、健康被害等が生じたとして、損害賠償金の支払を求めて、責任裁定を申請しました(途中、参加人を含め39名)。

裁定委員会は、17回の審問期日を開催するとともに、ヒ素による健康被害等に関する専門事項を調査するために必要な専門委員5名を選任し、現地調査、申請人らの健康調査、申請人本人と参考人への尋問を実施するなど手続を進め、平成24年5月11日、本件申請を一部認容するとの裁定を行いました。

本裁定においては、本件の直接の原因行為は、 第三者による DPAA の不法投棄であると推測され るところ、国については、当該行為を未然に防止 し得る具体的な管理義務を認定することは困難で あるとして、その責任を否定した一方、県につい ては、基準値を大幅に超えるヒ素が検出されたの にもかかわらず、地下水調査を終了し、周知義務 を怠ったことを理由に、申請人の主張の一部を認 容しました。

なお、国は関係地方公共団体とも協力して、平成15年6月の閣議了解『茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について』に基づき、DPAAに暴露したと認められる者に対して、医療費等の給付や健康管理調査、小児精神発達調査、調査研究等の緊急措置事業を実施し、引き続きその症候や病態の解明を進めています。



1. はじめに

◆田口 本日は皆様御多忙の中、公害等調整 委員会(以下「公調委」)の機関誌『ちょうせ い』の座談会に御出席いただきましてありが とうございます。

『ちょうせい』は、御存じのとおり、地方公共団体の公害担当職員等との情報共有を図ることを目的としまして発刊しているものでございます。今年度は、お代替りで元号が変わりましたので、「平成の公害紛争事件を振り返る」をテーマに特集記事を組んでおります。今回は、「神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件」を取り上げまして、当時の裁定委員長でございました大内捷司元・公調委委員長、それから、本事件の担当委員で、現在も公調委の委員でいらっしゃいます 高橋 滋養員、それから、当時、事務局審査官で調査な

どを担当され、現在、京都大学で教授をされて おります 内藤 克彦 元・審査官のお三方にお集 まりいただきました。今回は座談会というこ とにより、私(田口和也: 当時、公調委事務 局長)が、進行役を務めさせていただきたいと 思います。

振り返りますと、神栖市のこの事件は平成 18 年7月に申請がなされまして、審問期日も 17 回開催、それから終結したのは平成 24 年 5 月と、ほぼ 6 年近く事件処理に要した、かなり 大規模・長大な事件であったかと考えております。この事件に関しましては、いろいろと争点があったと思いますけれど、一つは汚染物質がどのようにして被害者の住んでいるところに到達していったか、その汚染物質と健康被害との因果関係は認められるか。また、被申請人が国と県でありましたけれども、国の責任はいかに、県の責任はいかにというような、それぞれ困難な問題・論点が幾つかあったと思いますので、それらにつきまして順番にお話しいただければと考えております。

それでは、まず、御出席のお三方からそれぞ れ自己紹介いただければと存じます。

2. 自己紹介

◆大内 私は当時、公調委の委員長ということで、この事件の裁定委員長を務めさせていただいておりました。平成19年当時の私の公調委における役割としましては、公害事件の係属件数が若干停滞していた時期に当たりましたので、公調委の活動の活性化、係属事件数の増加、制度利用の活性化などが私の務めであろうと理解して頑張っておりました。そのために広報活動を強化することが求められて

いたところですが、その前堤として、個々の事件についてしっかりとした内容の裁定を出すことも大事だろうと考えまして、その点にも力を込めていたという覚えがあります。

神栖事件については、委員長としての任期の終わる直前に裁定を出すことができましたが、任期終了後は公調委の顧問として委員会の活動状況などを見守り、現在は弁護士登録をしておりまして、半ば悠々自適という形で過ごさせていただいております。

この公調委にいた当時、私が取り扱った公害事件の処理の経験は、次の世代にも伝えていきたいと思いまして、私が公調委に来る前に勤めていた法科大学院の院生を対象にして、ロースクール紀要に、環境法研究ノートというテーマで事例紹介を連載させていただきました。今日の座談会のテーマである神栖事件につきましても、2017年、2018年に私の見解を述べさせていただいたという経験がございます。

以上、簡単に私の当時の役割などについて お話しさせていただきました。



◆高橋 法政大学の高橋でございます。私は 平成23年7月に委員に就任いたしました。当 時は一橋大学に在籍しておりましたが、現在 は法政大学で勤務しております。実は就任当 時、神栖事件は、ほとんど事実認定に必要な調 査や現地調査であるとか、法律上の基本的な 論点整理は終わっていて、それを前任の磯部 先生から引き継いだ次第です。実際、平成23 年11月29日の第17回審問期日が就任後最初 の審問期日でございますが、そこで終結した という経過になっています。ただ、社会的にも 大きな反響を呼んだ事件でしたので、この問 題に対して、法律家の立場から法律的な判断 を下すということについて、緊張感を持って 記録を読んだり、他の先生との合議にも加わ ったと記憶しております。特に私は専門が行 政法でございましたので、主な法的問題でご ざいます国の責任であるとか県の責任の有無 であるとか、更に言いますと、法律構成をどう いうふうにするのかとか、細かな理由付けの 表現であるとか、そういうところに、心配りを して仕事をさせていただいたという記憶がご ざいます。本日は何とぞよろしくお願いいた します。

◆内藤 京都大学の内藤でございます。本日 はよろしくお願いいたします。

平成22年に環境省から出向して審査官を拝命いたしました。環境省時代にも実は水質保全局の仕事もしておりまして、全く無縁でもなかったということで、どういうふうにして、これに臨んだらいいのかなというのを、少し悩んだという感じはいたします。ただ、社会的にも注目されている非常に重要な案件で、かつ、事実をきちんと整理するときに、非常に難しいファクターが多いのです。地下水の流れであるとか汚染の調査の方法とか、非常に専

門的な内容が多いので、そういうところでは、 当時、裁判官出身の鈴木審査官をサポートして、きっちりと事実の整理をするお手伝いは できるかなと思って、仕事をやってまいりま した。そういう意味では非常に思い出深い、印 象深い仕事であったと思います。

◆田口 ありがとうございます。事件の全体の印象についてのお話は、今、お三方から挨拶とともにお話しいただきましたので、それでは幾つかの論点についてお話いただくということでお願いします。

3. 原因物質について

- ◆田口 まず、裁定書などを拝見しますと、もともとが、DPAA (ジフェニルアルシン酸)という、旧日本陸軍由来の有毒な有機ヒ素化合物が、本件の原因物質なのですが、この点に関しましては何かございますでしょうか。
- ◆高橋 これは国の責任とも関わってくる話ですが、もともと第二次世界大戦当時の毒ガスの原料で、かつ、戦後に民間に払い下げられた経緯もあり、また、国が直接製造したものではなく、民間企業に委託して作らせていた。そういう点が1つあります。さらに、有毒性についても、毒ガスのような有毒性が必ずしもある訳ではなくて、他の無機のヒ素化合物は、それほど大きな有毒性がないことから、国の管理責任を、当時の毒物及び劇物取締法で取り締まるようなレベルで考えられるかと。このDPAAという物質をどう見るかというところが1つの論点だったのではないかなと思っています。

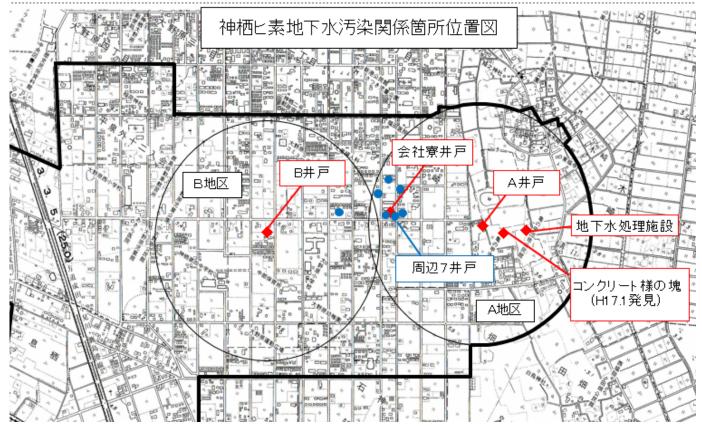
◆内藤 そうですね。毒ガスということにな ると、毒性のレベルが違うので、管理に対する 考え方が違いますが、DPAA はそういうレベル ではないというのは、高橋先生がおっしゃる ように、一般のいわゆる有害物質のレベルで、 DPAA がどういうものなのかという認識の整理 といいますか、そこは割と早い段階で鈴木審 査官とも随分議論したような記憶があります。

◆田口 そのDPAAを何者かが被害者が住んで おられた近くに不法に大量投棄したというこ とが、事件の一番の大もととなっているよう ですが。

4. 汚染物質の到達の因果関係

◆大内 もともとA地区(地図参照)という、 アパートがあった地区に井戸があって、それ がA井戸と言われた、一番被害の発生がひど い現地なのですが、そこから割と近いところ に養魚場があったらしいのです。その養魚場 が廃止になって、埋め立てるとき土砂ととも にコンクリート等が流し込まれた。そして、そ のコンクリートにDPAAが混入していたという のが、元々の原因行為ということでは特定さ れた。ただ、誰が毒物の混入したコンクリート を流し込んだのか。それは全く分からない。

◆田口 そして、そのようにして不法投棄さ れた DPAA が、地下水脈を通って、申請人が利 用していた井戸に流れ込んでくるのですが、 それがどのように流れ込んできたかというの が一つ、非常に難しい問題であったのかなと 思います。それから、健康被害もまた難しい問 題で、そのために、公調委が職権でいろいろ調 査したり、専門委員の先生方を任命したと伺 っておりますけれども、その辺のいきさつに つきましてはいかがでしょうか。



地図 A井戸、B井戸、A地区、B地区の位置関係

特集「平成の公害紛争事件を振り返る」

- ◆内藤 そうですね。A井戸とB井戸は、地理的にはかなり離れていて、最初にヒ素が検出された会社寮の井戸も地理的にはその中間ですが、表面上は川が流れているわけでもないので、そこがどうつながるかというのも、サイエンティフィックな問題なのですが、非常に難しいところがあったと思うのです。それで、環境省も国費を投入して、そこの地下水のシミュレーションを行って、かなり詳細にそこのメカニズムを別途解明していたというのは、ある面で真相解明には役に立ったのかなと思います。
- ◆大内 茨城県の要請で、環境省がヒ素汚染 対策事業ということで調査に入ったようです。
- ◆内藤 それで、DPAA の混入したコンクリートが埋められたところと、それぞれの井戸の深さも違いますし、どういう関係があるのかというのが一応、科学的に整理されたというのが、まず大前提になっているのかなと思います。
- ◆田口 A地区とB地区、その中間に会社寮があって、最初にヒ素が見つかったのが、この

中間地点の会社寮。それで、その当時に茨城県が会社寮の周りの7本ほどの井戸を調べて、他では発見されなかったので大したことはないと判断し、結局そのまま調査も打ち切って、ヒ素が発見されたという広報もしないということがあって、それがその後に、A地区・B地区の井戸水を飲んでいた申請人たちの健康被害につながってしまったということですが、やはり会社寮の井戸からはヒ素が検出されたけれど、その周りの井戸では検出されなかったというのは、井戸の深い・浅いとか、そういう条件が違うということだったのでしょうか。

- ◆内藤 そうです。
- ◆大内 そこが問題で、県による周辺井戸の調査のときに、井戸の深さは調べの対象になっていない。だから、地下水の深さがどの程度の水位のところで汚染が出なかったのかということが、全然分からないのですけれども。A井戸の場合は深さ16メートルの井戸であったものの、くみ上げによる吸い込みの効果により、深さ25メートルから30メートルの地下水を吸い上げ、その結果汚染されていたのですね。

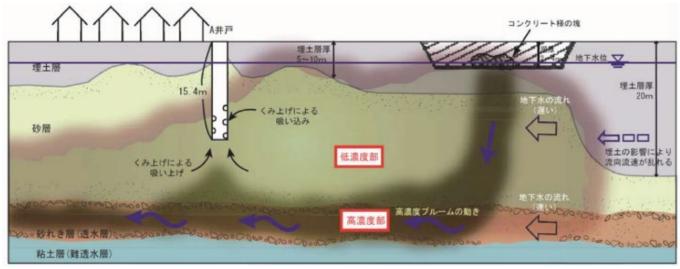


図 A井戸周辺の汚染メカニズムの模式図

出典 「ジフェニルアルシン酸による健康影響について ~茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染~」(2018年3月) (環境省、茨城県、神栖市)

◆内藤 会社寮の井戸も深井戸だったのです ね。

それで、県の指針によれば、汚染が発見され た場合、半径 500 メートル以内の井戸は全部 調査することになっていたのですが、県の調 査では会社寮の周りの7井戸を調べただけで した。さらに、1井戸だけは深さが分かってい たのだけど、浅井戸ですよね。あとは深さも調 べないで、周りで検出されなかったから問題 ないのだという結論になってしまった。

- ◆田口 そうすると、やはり地下水脈もどの くらいの深さのところで流れているとか、地 層の状態によっていろいろ違うのだろうと思 うのですけれども、ここでは、25メートル、 30 メートルといった深いところを流れていく 水脈があったということなのですか。
- ◆内藤 そうですね。地質の調査も含めて、環 境省の調査では、深いところに砂質の地下水 の流速が速い層があって、それより地表に近 い所は割と錯綜した土壌構成で、あまり地下 水が流動しないのです。ですから、汚染された 水が深いところまで落ちたところで速い流れ に乗って、一気に会社寮とかB井戸、B地区の ほうに汚染が広がったのではないかと推定さ れています。
- ◆大内 環境省の調査報告書が、書証で出て きたわけなのですが、それによると、地下30 メートルぐらいのところに難透水層といって 粘土層の地盤があって、そこから下は地下水 が行かない。その上は水が流れる砂れき層と いう地層となっており、その粘土層と砂れき 層の間ぐらいのところの地下水が DPAA に汚染 されたというような推定が働いているわけで す。ですから、一定の深さの井戸でないと汚染 した地下水には到達しないのです。

5. 健康被害との因果関係

- ◆田口 裁定書では、コンクリートの不法投 棄が行われた時期が平成5年6月以降、平成 9年1月までと推定されています。この辺り についてはいかがでしょうか。
- ◆大内 埋設された土砂の中に空き缶があっ たのですね。その缶の製造年が平成5年だか ら、平成5年頃に土砂が埋め立てられたので はないかと。
- ◆内藤 それと、裁定書の中にも書いてあり ますけれども、航空写真で、平成4年10月は いけすだったけれども、平成9年1月にはい けすがもう埋められていたというのが確認で きます。だから、平成5年から平成9年までの 間のどこかで不法投棄があっただろうと推定 しています。
- ◆田口 申請人は、平成6年とか7年ぐらい に、もうヒ素による汚染があって、健康被害が 発生したのではないかというようなことを主 張していたようですけれども。
- ◆大内 特にB地区の住人は、いろんな日常 的な疾病、風邪なども含めて、健康被害だと主 張していましたから、もっと早い時期から健 康被害を受けていたというような主張があっ たのですけれども、シミュレーションの結果、 結局、コンクリート塊が汚染源だとして、そこ から地下水が流れ出してきて、地下水によっ て汚染が運ばれたと推定した場合には、A井 戸については平成9年ごろ、B地区の井戸に ついては平成10年以降にようやく到達するだ ろうと。だから、それ以前の疾病は暴露とは関 係ない疾病であると判断されたわけです。

特集「平成の公害紛争事件を振り返る |

- ◆内藤 ヒ素固有の症状ではなくて、一般的 な疾病が、例えばヒ素に汚染された水を飲ん だせいで体力が低下して風邪を引きやすくな ったと言われても、判定のしようがないです ものね。
- ◆田口 DPAA を含んだ地下水が流入したこと によって、その井戸水を飲んだ住民が次々と 健康被害に遭ったということなのですが、健 康被害とDPAA暴露との因果関係がどうなのか が、かなり大きな争点になったかと記憶して おります。それについては専門委員の先生方 を何名か任命して、それでいろいろと、現地で も調査を行ってみたということであったかと 思うのですが、その辺につきましてはいかが でしょうか。
- ◆大内 専門委員の選任につきましては、お 医者さんの関係で4名の専門委員を選任する ことができたわけです。その人選につきまし て、当時、裁定委員の一人であった堺委員が、 医師の資格をお持ちで、適切な人材を全国的 な規模で探していただきました。その結果、内 科の尾形悦郎先生、神経内科の井上尚英先生、 大越教夫先生。それから小児の被害について、 小児科の水口雅先生を専門委員に選任しまし て、その4名の専門委員がそれぞれ1人ずつ 報告書を出すのではなくて、共同で調査に当 たってほしいと委嘱したわけです。委嘱した 内容は、まず DPAA に関する知見の整理。それ から、DPAA から発症する典型的な疾病はどう いうものなのか。そして、本件被害を受けた申 請人らの健康被害が果たしてDPAAと関係ある 被害なのかどうか。それらを一括して専門委 員の先生に検討をお願いしたわけです。

4名の専門委員の先生には公調委に来てい ただきまして、専門委員による協議の場を設 けまして、そこでチームとして検討を進めて

- いただきました。その結果、まず典型症状を明 らかにしようというのが当面の第一の目的で、 そしていろんな文献等を調査した上で典型症 状を検討するというような形で調査が進めら れたと聞いております。
- ◆田口 なかなかこういう毒物による健康被 害というのは、あまり事例が多くなかったの だろうと思うのですけれど、そういった御苦 労は多分、先生方にもあったのではないかと 推察しますが。
- ◆高橋 特に胎児期における間接暴露の形で の小児に対する DPAA の健康影響などについて は、私もいろいろと迷うところがあったので す。しかし、専門委員の先生の医学的な所見が 出されていたので、所見がなければ判断に迷 うところを、それに依拠して判断することが できたというのは助かったところだと思って います。



◆田口 現地での期日や調査なども行われた と思うのですけれども、その場で健康診断な ども行われたのでしょうか。

◆大内 裁定委員の現地調査とは別に行っていただきました。専門委員にお願いした事項は、1つは基本的な医療文献の調査。それから、申請人らが罹患していたカルテと検査結果と臨床的な書類の検討。それから、健康被害を受けていると主張している申請人らの個別の健康診査。これらが総合的に進められました。典型的なDPAAの被害の症状として、小脳症状ないし中枢神経症状については、文献的にもある程度、特定できるとのことで、そういう症状を訴えている申請人らについては、発症時期等も含めてDPAAに暴露した時期と符合していれば、基本的にはDPAAの原因があったのではないかと見られるということで、報告書はまとめられているように思います。

それから、小児の精神運動発達遅滞(以下 「精神遅滞」) がかなり重篤な被害として訴え られていたわけなのですが、これについては、 専門委員の先生は、DPAA が脳に蓄積されて一 定の神経症状に影響を及ぼして、そして精神 遅滞等の発症があったのだと見ることもでき るけれども、ただ、それぞれの家庭でのいろん な生育状況、遺伝子的な要素等もあったかも しれないということで、正直言って、専門委員 報告書の中では断定的な判断は控えられてい たのです。1点、ただ裁定委員として、提出さ れた報告書を検討する中で、なぜこの地区の この家族だけにそういう症状があったのか。 それはやはり DPAAへの暴露と無関係ではない だろうということで、裁定書の中では因果関 係を肯定するような判断になったわけなので すけれども、他の要因の影響も排除はできな いということで、後で損害の認定のところで 問題になりますけれども、素因減額という問 題で、割合的な認定をせざるを得ないだろう と考えました。

この辺は、専門委員は様々な可能性を示唆 するだけで、結局、断定的な判断はおっしゃら れなかったのです。そのために、申請人代理人 等は、調査報告書に対しては不満を抱きまし て、もっときちんととした判断を示してもら わないと困るといったことで質問書を提出し て、これについても見解を明らかにしてほし いということをおっしゃっていたのですが、 最終的には裁定委員が協議する中で、社会的 な相当性として因果関係を否定はできないの ではないかというところに落ち着いたという のが経過だと思います。同時に、消化器系、呼 吸器系、循環器系あるいは皮膚系、その他の疾 患については、DPAA 以外に独自の発症原因が それぞれにあったので、成人病も含めてそれ ぞれの健康被害がDPAAと関係していたかどう かということについては、少なくとも現存す る知見の中では、それが原因であったという ことはまだ到底言えるものではないという判 断で、そこは因果関係を肯定することはでき ないという判断が示されていると思います。

◆田口 今のお話で、専門委員の意見書は、一体どういう性格のものかという論点があり、ともすると、特に申請人は公調委がこういう見解を出してきたと受け止めて、だから公調委はちょっと考え直してくれと言うような傾向があると思うのですが、この場合も、申請人が、専門委員の意見書に対して・・・。

◆大内 申請人側は、専門委員に対する質問書という書面を出してきたのです。ですが、申請人の数も多いせいもあって、大変詳細な数の質問書を提出してきたわけです。それで、裁定委員会としては、専門委員に対し、この質問書に対する回答を書面で用意してもらうようお願いしました。申請人代理人は、直接尋問させてくれと申し立ててきたのですけれども、

それは言ってみれば自然科学的な冷静な判断が求められるところ、どうしてそれを否定したのだなどといって、弾劾的に質問が浴びせられるということであっては、公平な判断はなされないだろうということで、書面による回答ということで当事者に納得してもらって、そして補充報告書という形で職第2号証¹、最初の報告書が職第1号証(「ジフェニルアルシン酸(DPAA)による健康被害に関する医学的所見に係る専門委員会報告書」)だったのですけれども職第2号証(「同補充報告書」)ということで、質問書に対する回答の報告書を用意していただいたという経過があるわけです。

◆田口 制度の建前から言うと、申請人が主張を出して立証する、一方、被申請人も同様にしてもらう、そして公調委が選んだ専門委員も意見書は出すけれども、別にそれは制度上公調委の意見でも何でもないので、公調委としては中立というか、公調委の立場からそれら全体を見て、事実認定や法律判断を示すということだと思うのですけれども、なかなかやはり申請人とか当事者の立場に立つと、何で私たちに味方してくれないのかという感じになりやすいのかなと思います。今回のこのケースもそういうところがあったのですね。

◆大内 特に小児に関しては、胎児期における間接的な暴露ということを申請人は言っていたのです。母親が汚染した水を飲んだことによって、母体が汚染した。それによって胎児が影響を受けたのではないかということをおっしゃっていました。ただ、それはこれまでのDPAA に関する影響の各種の研究成果から見ると、胎児期における影響や遺伝子的な影響と

いうものが、認められるだけの知見はないということで、そういう間接的な暴露の影響というようなものについては否定せざるを得ないという判断になったわけです。

◆田口 1つ戻りますけれども、申請人からカルテを提出させてという話もあったかと思うのですが、申請人が多数いたこともあり、まとめて出してくるのがなかなか大変だったというようなこともあったのでしょうか。

◆大内 そう。審理の当初の時期の問題なの ですけれども、平成19年ですかね。その時期 にはまだほとんど、健康被害をもろもろ主張 していたにもかかわらず、各申請人らについ ての医学的な根拠については何も書証が提出 されていなかったわけです。それで、裁定委員 会から申請人代理人に、それぞれの申請人ら のこれまで受診した医療機関等のカルテを提 出してほしいということをお願いしたわけな のですが、それがなかなか提出されないので、 結局、三十何名分のそれぞれのカルテが一通 りそろうまでに、ほとんど2年近い時間を要 しました。その結果、裁定書の一番最後のとこ ろに添付してあります、申請人らの健康被害 一覧表というのがあるのですが、ああいう表 の形で全部の被害状況を整理できたのが、ほ とんど最後の段階に近い時期までできなかっ たというのが経過なのです。

◆田口 やはり人数が多いということと、申請人の代理人の人が強力にまとめることができる人であれば何とかなったのかもしれないですけど、なかなかそういうところも難しくて、公調委がかなり、アドバイスというわけで

¹ 職号証とは、裁定委員会が職権により取り調べた書証

はないのでしょうけれど、指導したケースが多かったということだったのですかね。

- ◆高橋 やはり集団訴訟としての難しさというのがあった。集団的な紛争としての難しさみたいなものではないですか。
- ◆大内 申請人代理人として10名近い人数の 弁護士さんがついたのですけれども、それぞ れの人が分担して書証の提出等を割り当てら れたようなのです。ですから、書証を足並みそ ろえて提出するということに、なかなか至ら なかった。このため、基本的な判断のもととな るべきカルテ類等の整理がなかなかできなか ったという困難さがあったのは事実です。
- ◆田口 そうしますと、カルテがそろい、別途、専門家を専門委員として任命し、現地で実際に健康診査をやって、それらをもとに意見書を書いていただいたということだったのですけれども、現地での健康診査もまた、申請人が多いこともあって、連絡してきちんと集まってもらうのも、なかなか難しかったのかなとも思うのですけれども。
- ◆大内 数日に分けて健診日というのを決めて、それで出てこられる人は何日を希望するかという形で計画を立てて、専門委員のお医者さんとその補助者がついて、現地で健康診査を全員について行ったという経過があります。
- ◆田口 そういう中で、最終的には申請人一人一人の健康被害との因果関係があるかないか、ある場合にはどのぐらいあって、賠償額は幾らというところまで決まっていくわけですから、三十数名全員について、これを決めるの

はかなり大変だったろうと思うのですけれども。

◆大内 裁定書の構成にもありますように、一般的な因果関係について、まず基本的な考え方を整理した上で、そして、あと個別の申請人ごとの被害状況について、いつ以降どういう症状を訴えていたのか、それは結果としてどういうふうに DPAA と関係するのか、しないのかというような、個別的な判断を尽くすという、二段構えの判断構造をとっているわけです。

6. 国・茨城県の責任

◆高橋 法律論の観点から言うと、やはり国 の責任の有無とか県の責任の有無というのが、 結構大きな話でした。先ほども冒頭に言及は ありましたが、DPAA の製造や管理の経過と、 本件の不法投棄の経緯など考えると、国の責 任そのものを認めるのが難しいというのは、 多分、私の着任の前に、大方の整理はされてい たのではないかと思います。あと、申請人がB 型肝炎訴訟 2の話を持ち出してこられました。 しかし、B型肝炎は国が直接執行している事 務についての健康被害で、こちらは、国が製造 については戦時中、民間企業に委託したもの が第三者によって不法投棄された事案です。 かなり性格が違うところがあるので、B型肝 炎の主張については、採用するのは難しいの かなと思ったというところです。その辺は、も う既に私の着任の時点で大体そういう整理と いうのはされていたのでしょうか。

² 最高裁平成 18 年 6 月 16 日判決・民集第 60 巻 5 号 1997 頁

◆内藤 国の責任はふわっとした形なので、個別具体的な行為に対する責任というのがなかなか特定できないなというような感じで皆さんいたとは思うのですけれども、県の責任も最初のうちは少しふわっとした印象だったのです。しかし、ある時点で、これも鈴木審査官が、ある資料を見ながら気がついたのですが、県は、例年地下水データを公表しているのに、あの会社寮の井戸の後は公表していないのです。それで書類や証拠によって、いろいろ細かく県の規定と比べて調べていくと、規定上、調査するべきことが実際上は調査されていないことが段々明らかになってきたのです。それで、県の責任はあるのかなという心証がでてきた感じになりました。

◆高橋 法律論としては、国の平成9年通達³が出されていて、この事務は当時、機関委任事務だったので、国の通知は要するに県の事務を上級官庁として縛るものだという位置付けでした。その平成9年通達に、鉛直方向の汚染の広がりにも留意しなさいとか、汚染の井戸の周辺の地区調査については、汚染が想定される範囲全体を含めるように調査範囲を設定しなさいとか、地下水の流向が分かっている場合には、その方向に帯状に調査しなさいとか、事細かに書いてあった。

◆内藤 そうです。少なくとも汚染源をきちんと調べなさいということは、定性的ではあるけれども書いてあったと思います。

◆高橋 かつ、県の自ら定めた実施要領でも、 汚染があった場合については調べなさいとい うようなことは書いてあった。 ◆内藤 たしか国の機関委任事務としての通達を受けて、ほぼ同時期に県は実施要領を作っているのですよね。それなのに要領も守っていないということになる。会社寮の井戸の汚染が発見されたときに、県の調査指針どおりに半径 500 メートルの範囲の井戸の調査をしていたら、A井戸は会社寮の井戸から500メートル以内なので、A井戸の汚染が、被害が顕在化する前に見つかっていたかもしれないですね。事件を扱っていた当時、我々も地図を広げて物差しを当てて500 メートルに入っているかどうか調べた記憶があります。

A井戸の汚染が見つかれば、その時点でも う即、井戸の使用の中止命令を出せたはずで す。

◆田口 国の責任だと、かなり無理に言えば、 例えば製造物責任などというのもあるとは思 うのですが、ああいうのはやはり、その物に対 して監督が行き届いていないと問題にならな いものなのでしょうか。

◆大内 だから、国はそういうものを作ってくださいよと言って製造を指示した。そして、でき上がったものを保管していた。これは戦争中の出来事でしょう。そして、終戦後、引き続き保管していれば、どういう管理責任があるかという論点については、裁定書の中でも、そういう危険物、毒ガス兵器そのものではないにしても、一定の毒性のある物を保管する者としては、一定の管理責任があることは免れないだろうということで判断は示しているのです。ところが実際には、それが、いついかなる場合に、どのようにして国の保管から離

³ 環境庁水質保全局長通達「『水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について』の一部改正について」(平成9年3月13日付け環水管第81号)

れ外部に出たのか。そこに管理義務違反に該 当するような行為があったのかどうかという ことについては、何も明らかになっていない。 気がついてみれば、ある日突然に第三者がそ こに、DPAA を含んだコンクリート塊を投棄し ていたということだけしか分かっていない。 そうすると、そこに至るまでに国が何らかの 管理義務違反があったのかについては、何も 分からない。それで、どうやって法律的な責任 の根拠となる具体的な注意義務違反を認定す るのかということが問題になったわけです。 それが第1点と、それから、第三者が意図的に 投棄したという、いわば因果関係の中断みた いな形での別の原因があったればこそ、こう いう被害が発生したのであって、国の管理義 務違反の問題とは別の原因によって被害が発 生しているということは免れないではないか。 その2つの要素を挙げて、だから国の責任を 問うことはとても無理ではないかというよう な判断になったわけなのです。

後者の第三者の意図的な故意行為、不法行為、すなわち投棄行為、DPAAを含んだコンクリート塊をそこに埋め立てたという直接的な原因があるのであれば、過去に遡って、事情を分からないところの国の管理義務違反を問うことは到底できないのではないかという判断として、二重の意味でちょっと無理でしょうねというような判断になったと思いますけどね。

◆高橋 それに加えて、農薬としての用途で 払い下げたような事実もあったと。そういう 意味で、必ずしも農薬として本当に使ったの かどうか分からないのですけれども、農薬と しての用途として使われたという事実はある のだというような認定も、裁定書にはされて いましたよね。その辺を見ると、今、大内委員 長がおっしゃったことにプラスして、やはり 国の責任は難しいのかなと、あの当時、受け止 めたということだと思います。

- ◆内藤 そうですね。化学兵器そのものでは なくて原料なのですよね。農薬の原料になる 可能性は少なくともありますしね。
- ◆高橋 あと、やはり先ほど内藤審査官におっしゃっていただいたように、県が公表しなかったということから、県の責任が大きかったところかなと思います。規制権限不行使ですと、他の手段が行使できない可能性ということで、補充性の視点を賠償のケースでは言うのですが、公表は必ずしも規制ではないので、そういった意味で、県が自ら把握した事実を公表して、飲み水・井戸水を使用しないように指導すれば、被害が実際、食いとめられたのではないかと。その辺はやはり、県の責任を積極的に認定する一つの大きな要因だったのではないかなと思います。
- ◆内藤 会社寮の井戸で最高 0.51 mg/L で環境基準の51倍という高濃度のヒ素が出たときに、一般に公表していたら、多分、周りの住民は反応します。そうすると、A井戸は 500 メートル以内にあるわけですから、自分のところも調べてほしいと言ったかもしれません。ですから、公表する、しないというのは、非常に環境行政上は重要なファクターではあるわけです。
- ◆田口 井戸水の使用をやめて自発的に水道に変えるというようなことも、期待できたと思います。
- ◆内藤 普通ですと、みなさん心配になるので、地域保健所に調査してほしいと、住民が要請します。

- ◆田口 そうですね。そうでなければ、調査もまだだから、いっそこの際、井戸水はやめて、水道だったら安全だから水道にしようという動きになるか。いずれにしても、住民一人一人が考えて行動をとることができるわけです。
- ◆内藤 あと、もう一つは、県は、自然由来としていましたが、いずれにしてもかなり高濃度の汚染が出ているにもかかわらず、どこから発生しているのか、周りに工場がなければ何ゆえに発生しているのかということを、普通の県の行政だったら、きちんと整理して追及するはずなのに、何もやっていないということは問題だったなと思います。
- ◆高橋 ただ、県は、この周辺が、わりあい地層的にヒ素の多い地区で、比較的、自然由来で同じような濃度のヒ素が出たことは結構あるのだというような反論をしたのです。その辺は、どういうふうに考えられたのかなというのが。
- ◆内藤 自然汚染だったら、長い年月を経て、 定常状態になっているはずなので、いきなり 数値が上がるということは考えにくいのです。 明らかに何らかの原因が近年発生して高濃度 が突然出ているはずなのに、原因を調べない ということ自体が非常におかしいのです。飲 んだら健康影響が出るレベルなので、仮に自 然汚染であっても地下水の飲用は基本的に止 めなければいけないわけで、きちんと原因究 明すべきだったと思いますけどね。
- ◆田口 これは、その時点では、DPAA であるというところまでは分からなかったわけですね。DPAA だと、ヒ素でも天然由来のヒ素ではないというのはすぐに分かっただろうと思うのですけれども。

- ◆大内 DPAA が原因だということが分かったのは、平成 15 年以降ですよね。平成 11 年当時には、ヒ素を含んでいるというだけしか、毒性としては分かっていないですね。
- ◆内藤 状況から考えると、いわゆる昔からの汚染ですという状況ではないわけです。会社寮の井戸も定期検査で突然汚染が発見されて後から飲用禁止にしているぐらいですから、同様の措置をとるべき井戸がまだ他にもある可能性があったわけですよね。そこで、井戸の深さが違うのではないかなどと、いろいろ検討して、2次調査を普通はするわけです。それをやらなかった。



7. 水質汚濁防止法の解釈

◆大内 県の責任については、常時監視義務を定めた水濁法(水質汚濁防止法)第15条の定めと、それから公表義務を定めた水濁法第17条の定めというのが、基本的な法的な根拠

としてはあるのですけれども、ただ、いずれの概説書を見てみても、抽象的な権限を定めたものであって、具体的な注意義務を定めたものではないと書いてあるのです。そこから、なぜ県に責任原因があると言えるのかということを究明するのが、大変苦労したところでした。

15条の常時監視義務については、先ほどお話に出た国の通達があって、それは、機関委任事務としてのいわば指揮命令監督があって、それに反していること自体がもう管理義務違反ではないかと。そこには詳細な調査の方法まで定めてあるのに、県はそれを全然尊重しないで、自然由来だといって調査を打ち切った。これ自体、大変問題ではないかということで、言うことができたわけです。

公表義務のほうに関しては、そういういわ ば下位規範みたいなものはないのです。です から、問題は制度の趣旨。住民の健康被害を防 止し、生活環境を保全するというために、この 公表義務というのは定められているのではな いかと。そうであれば、具体的な状況に応じて、 51 倍という環境基準に違反する程度が著しい 高度のヒ素の発見がある場合には、なぜそれ を公表しなかったのか。それはそれ自体、職務 権限違反ではないかというようなことで、い わば制度の趣旨を元々に遡って、住民の健康 を守るべき立場にある県としては、果たすべ き義務を果たしていないと言わざるを得ない のではないかという。これはまさに誰も言っ ていない、私たちの裁定が初めて言った、県の 責任を指摘した問題ではないかと思いますけ どね。

◆内藤 事件を公調委で取り扱っているときは、水濁法に係る事務は、もう行政改革の後で、団体委任事務になっていたので、最初はみん

な団体委任事務と思い込んでいたのですけれ ども、ある時ふと気がついて、もしかしたら平 成11年当時は行政改革の前じゃないかといっ て調べたら、機関委任事務の時代だというこ とが判明したのです。

- ◆高橋 私はこの裁定を研究する判例研究会に出たのですが、評釈する側は当たり前みたいな受け止めが結構多かったのです。しかし、私は聞いていて、違和感はありました。これは大内委員長がおっしゃっているように、当時の解説書などを前提にすると、かなり踏み込んだ法的な判断を委員会がしたのだと、私は内心は思っていましたから、そういう意味では、この裁定というのは、法律的にも大きな意義があったのではないかなと。
- ◆内藤 そうですね。常時監視の条文の格が 上がったというか、委員会の判断ですごく重 くなりましたよね。
- ◆田口 それで、県の責任は、会社寮井戸にヒ素汚染が発見された平成11年以降ということで、健康被害を訴えている申請人もそれ以前からの被害を訴えているわけですが、そこを、ある意味で区切って、その時点から後の被害について責任を認めたという。
- ◆大内 そうですね。それは損害論の判断の問題に入ってくるのですけれども、まさにそのとおりでして、A井戸については平成9年以降、B井戸については平成10年以降発生した健康被害についてはDPAAが関与した疑いがあると。だから、それ以降については住民の健康被害についてはDPAAが原因した可能性がある。ただし、県の責任について言えば、平成11年以降でないと県の責任を問ういわれがない。そうすると、平成9年から平成11年までの間に発症した被害については、県に責任を負わ

せることはできないというところで、限定的 な判断を、損害論のところで示しているわけ です。

8. 損害論について

◆大内 本件裁定書は、極めてユニークとい いますか、特徴的な被害者救済の姿勢を貫い ている。それがあらわれているのが、損害論の 判断に出ているのではないかと思うのですけ れども、まず包括的な慰謝料請求という形で、 一律300万円を限度として一部請求するとい う形で、申請人らは損害を主張したわけなの ですけれども、これは言ってみれば、公害訴訟 とか製造物責任訴訟などで使われる請求の方 式で、結局具体的にどういう損害があったの かについて一概には言えないと。いろんな場 面に損害が発生する可能性があるような被害 について、こういう包括的な請求がなされる わけなのですけれども、それについて本件裁 定は、まず原則的にそれは適法な請求である という判断を示しているのが特徴ではないか と思います。

それからもう一つの特徴は、健康被害に至らない、平穏生活権を侵害した不法行為を認めたという。普通は、公害によって健康被害が認められれば慰謝料を認めるというのが、公害に基づく賠償請求の普通のあり方なのですけれども、本件についてはDPAAという、いわば、えたいも知れないような毒物に暴露してしまっていると。それで、もしかしたらこれはDPAAのせいではないかということで、住民は大変不安に駆られたと。それ自体、大変な生活権侵害ではないかということで、具体的な健康被害が認められない申請人らについても、一定限度で慰謝料請求を認めるというふうな

判断を示しているのが、もう一つの特徴ではないかと思います。

◆高橋 平穏生活権と、最近、わりあいといろんなところで言われるのですが、当時としてはかなり画期的ですね。

◆大内 普通の公害裁判では、健康被害が認められなければ、結局、その人の請求は棄却するのが普通だった時代ですよね。ですので、それが、言ってみれば、どういう被害が生ずるか分からないという、いわば、えたいの知れない被害を受けているというような井戸水を飲んだ。DPAA に汚染した井戸水を飲んでしまったということについて、それはそれ自体、大変な思いをさせましたねということで、それなりの慰謝料は認めていいのではないかという判断になったというのが、本件の一つの特徴ではないかと思います。

それから、もう一つは素因の減額の問題で、 因果関係があるかもしれないけれども、ほか の原因もあるかもしれない。両方分からない ではないかというような、いわば大変悩まし い問題を専門委員の報告書では示されている わけなのですけれども、それを裁定委員会の 方では、DPAA 以外に原因があったとしても、 DPAA による因果関係を否定することはできな いということで、基本的に因果関係を肯定す ると。ただし、それについては、ほかの原因も あった可能性もあると。それは、割合的な認定 で、原因を与えた程度に応じて、一定額の賠償 は認めざるを得ないという判断を示した。こ れも被害者救済のためにとった一つの手法で はないかと思います。

◆高橋 そうですね。民法の先生に聞くと、まだ割合的因果関係論については批判的な先生もいらっしゃって、学説的には対立もあるところです。

- ◆大内 そう、そう。原則的には特別事情の予見可能性の問題で、相当因果関係説で、因果関係を認めるか認めないかで、オール・オア・ナッシングでいくところが普通なのですけれども、他の可能性もあるから、割合的に責任を分担させるという、最高裁の昭和63年の判例⁴を参考にして、過失相殺の手法を使って割合的な認定をしていくという考え方が、裁判実務の中では割りと定着してきているのです。それを本件の場合に採用した。
- ◆高橋 当時から実務的にはかなり定着していたのでしょうか。
- ◆大内 はい、昭和63年の判例ですから。それまでにはいろんな議論があったのですけどね。あと、先ほど話が出た、県の責任の限度で認めるという、時期的な問題といった各所について、この損害論の判断というのはユニークな判断があるのではないかなと思います。
- ◆高橋 神栖事件について、その後の裁定を 踏まえた動きというのは何かあったのでしょ うか。
- ◆田口 県の代理人の方から伺った話なのですけれども、裁定を超える解決金を申請人に支払って、それで・・・。
- ◆大内 この請求は、一部請求になっています。請求金額が 300 万円を限度にしていますから、特に小児の精神遅滞の損害を認定した場合には、1,000 万円を超えるような障害を認定せざるを得ないということになるのですけど、ただ、認容額としては 300 万円を限度にするという形で、縮小された形でしか支払いを命じていないわけです。それは、申請人らに

- とってみれば、そうしたら請求を拡張するじゃないかという形で問題になってきて、そこは県との和解交渉の中で、この裁定を上回る賠償金額で円満示談したというのは聞いております。
- ◆高橋 健康調査みたいなのは、その後もあったのですか。
- ◆内藤 環境省の有機ヒ素化合物による環境 汚染及び健康被害に係る緊急措置事業を継続 することとしたような気がします。ちょっと うろ覚えですみませんが。
- ◆田口 たしか、和解条項の中に県が国に対して制度が継続されるよう支援に努めることが入ったような気が。ちょっとすみません。記憶が乏しいのですけれども、そのような話を聞いたような気がいたします。



⁴ 最高裁昭和63年4月21日判決・民集42巻4号243頁

9. 裁定の意義

- ◆田口 それでは、全体を通じての感想ですとか、今回、この神栖の事件の裁定の意義とか、 そういった全般についてのお話をいただければと思うのでございますが。
- ◆内藤 そうですね。環境行政の立場から見ると、やはり常時監視をおろそかにしてはいけないなという。 1 点どこかでおかしなことが起こったけれども、よく分からないといってうやむやにしてはいけないというのは、この事件を見ると、その重要性がよく分かるなという感じではありますね。改めてそこを認識したということで、多分、全国の都道府県が認識したのではないかと思います。
- ◆田口 同じような感想になりますが、正常性のバイアスなどといって、何か異常な事態が起きても、すぐにスイッチが切り替わらず対応できないことが間々あるという話を聞いたことがありますが、行政側の立場としては、緊急時には、スイッチをすぐ入れて動かなければいけない、それで調べてみて本当に何もなければいいけれども、何かあったら即、対応するということの重要性を気づかされたケースと思いました。
- ◆高橋 私にとってはとにかく、委員になってすぐの裁定事件だったので印象が深かった事件でした。今でも思っているのですが、組織としていろんな専門の方が一緒になって1つの事件を解明するというメカニズムを初めて経験したというのは非常に大きかった。また、私は行政法という立場からしか公害事件を、それ以前は見てこなかったのですが、やはり一つ一つの事実認定とか、それから専門家の判断を前提にした法的な判断の在り方とか、

その辺を自分が体験できたというのも大きくて、そういう意味で、この公調委というのは、一般的によく言われることですが、公害の紛争解決的には大きな意味を持っている組織であることを、この事件を通じて、印象深く受け取ったということだと思います。

◆大内 私は、本件の裁定というのは、各論点の判断で、公害によって被害を被った方々の早期の救済を目的とするという公調委の姿勢そのものが全体としてあらわれているのではないかなと思うのです。

まずDPAAの伝播についての事実的な因果関係の判断なのですけれども、普通の訴訟で言えば、当事者の立証責任の問題で、当事者がどれだけ立証を尽くしたかという判断に逃げ込むところなのですけれども、それを蓋然性の認定という手法を使いまして、困難な事実証明の問題を解決した。それについては、環境省の調査報告書を全面的に採用するという形で、問題を克服することができたわけなのですけれども、そういう形で、結局、当事者の立証責任に逃げ込むことなく判断を尽くしたという点があると思います。

それから、DPAA 暴露と健康被害の認定についても、専門委員制度を活用して、職権調査によって、前代未聞の健康被害についての因果関係を、肯定的に判断を示しているということだと思います。

国の責任の在り方については、第三者の故意行為による加害行為という本件の特殊性を重視して、判断の公平性を担保できたのではないかと思います。それから、県の責任の在り方については、水濁法の知事の権限行使について、健康被害を救済するために、制度の趣旨を基本的な前提に立ち帰って、前例のない解

釈を示すことができたのではないかと思います。

そして、損害算定の判断についても、先ほど 申しましたような被害者救済の姿勢を尽くす ことができたのではないかと思うわけなので す。

こういう困難な事案の中で、申請人らの請求をそれなりに整理してまとめ上げて認容まで導いたということで、本件紛争を円満に解決することに方向づけすることができたのではないかと思っているわけです。

◆田口 ありがとうございました。私も当時、記者発表後に、かなり大きく各マスコミに取り上げられて、申請人の小児の母親の一人が、それまでは自分の育て方が悪くて子供があんなになってしまったと、自分でも思っていたし周りにも言われていたけれども、そうではないことが公調委に認められたので、自分の責任が軽くなった気がして、ほっとしたというような感想を示しておられて、公調委の裁定の法律的な意味合いは違うのかも知れませんが、そういう住民の方の心理的な負担の軽減につながった、いい裁定であったのかなという感想を持ちました。

それで、この件は最終的には、県と住民との間で和解が成立して、公調委の裁定を上回るお金を出して解決したというようなことも聞いておりますので、県も公調委の裁定に従って、更にそれを基にして、住民の救済、紛争の解決ができたのかなということで、意義があったのかなと考えております。

それでは、そろそろお時間となりましたので、座談会を終了したいと思います。今日はお忙しいところお越しいただきまして、どうもありがとうございました。

ネットワーク

最前線紹介

"ECO" + Sightseeing = "KYOTO" 世界に広がる KYOTO

京都市環境政策局環境企画部環境指導課

「DO YOU KYOTO?」この言葉、皆様御存じでしょうか。これは京都議定書にちなんで、京都から世界に向けて発信する「環境にいいことしていますか?」という意味の合言葉です。実は、"KYOTO"は都市だけでなく、世界のエコの合言葉なのです。

本年 5 月、京都議定書誕生の地、京都において I P C C総会が開催されました。同総会ではパリ協定実行に不可欠な I P C C京都ガイドラインが採択され、これに合わせて、日本の自治体で初めて「2050 年二酸化炭素排出量正味ゼロ」を目指す覚悟を表明し、環境大臣を始めとする各界の関係者とともに、「1.5℃を目指す京都アピール」を世界に発信しました。

皆様御承知のとおり、京都には、春は桜、秋は 紅葉といった四季折々の風情ある景色を楽しめる 様々な観光名所があり、日本三大祭りの一つであ る祇園祭に加え、葵祭、時代祭やお盆の精霊送り 行事として室町時代から広まった「五山の送り火」 がこれらに彩を添えます。さらに、西陣織、京友 禅などの伝統産業が守り伝えられる一方、京都大 学 iPS 細胞研究所に代表されるように、歴史・伝 統・最先端科学技術が集積・融合している魅力あ ふれる都市として、日々、進化しています。

また、観光面では観光客数が、2018年に6年連続5,000万人を超え、「観光立国、日本」を牽引する都市となる一方、観光客数の増加に伴う影響も懸念されています。例えば、夜間早朝の飲食店等で騒ぐ観光客、宿泊施設の増加に伴う解体・建設工事の騒音、観光客によるゴミ捨て問題等、住環境への影響が心配されているところです。



五山の送り火

公害苦情相談については、京都市北部及び南部 環境共生センターの2箇所と環境指導課が協力し て対応しています。両センターには計34名の職 員が在籍し、公害苦情相談だけでなく、公害関係 法令に基づく各種届出等の受理及び工場・事業場 への立入調査、事業者への指導等を行っています。 また、環境指導課には17名の職員が在籍しており、環境規制担当、環境調査担当、環境安全担当 に分かれています。そのなかで、環境規制担当5名が騒音・振動、大気汚染、悪臭、水質汚濁等の 各種届出審査、公害苦情の統計処理等を行っています。

京都市の公害苦情件数は、近年、徐々にではありますが、減少傾向が見られます。典型7公害においては、苦情件数では「騒音」、「大気汚染」、

「悪臭」が3大公害となっており、ここ数年はこれら3大公害で全体の86.0%を占めています。3 大公害の傾向としては、大気汚染の苦情件数は横ばい、悪臭の苦情件数が減少傾向にある一方で、 騒音の苦情件数は増加傾向が見られます。 具体的には、平成30年度の苦情件数は534件で、公害の種類別にみると、騒音(261件)が最も多く、全体の48.9%を占めます。次いで、大気汚染(119件)、悪臭(79件)、水質汚濁(53件)、振動(19件)の順となっています。苦情件数としては平成20年度までは悪臭の苦情が最も多かったものの、平成21年度以降は騒音の苦情が最も多くなっています。特に、騒音及び大気汚染の苦情の中でも、工事・建設作業に伴う苦情が増加しており、9年前と比較すると倍増しています。

行政への申立ての手段としてはSNSやインターネットが普及している背景もあり、メールでの問合わせが増えています。京都市では、市民からの意見を広く聴く「市長への手紙」制度や、メールや電話により年中無休で相談できる、「京都いつでもコール」といったサービスがあり、これらの手段を用いて公害苦情を気軽に相談できる環境を整えています。気軽に相談できる反面、最近では京都市に対しても匿名を希望する申立者が増加しており、発生源の詳細情報が少ないため、十分な調査ができず、結果として申立者の納得が得られないケースも増えていると考えられます。

観光地での公害苦情の例としては、清水寺周辺を訪れていた匿名の観光客から電話で、「建物の解体工事が行われており、その埃が京都市の景観に似合っていない」という申立てがありました。これに対しては、工事現場を特定し、指導した結果、事業者から水撒き等の対策を心がけるとの確約を得ました。

また、観光客数の増加に伴う相談の例としては、 「隣地にオープン予定のホテルの空調の室外機が 近隣住宅横に設置され、騒音で困る可能性がある。 また、どのような宿泊者か不安だ。」というもの がありました。この問題については、近隣住民と ホテルの協議の結果、1階にある室外機を屋上に 移設することで合意し、宿泊客の話し声やモラル の問題、敷地境界の壁の位置、防犯上の問題等、 住民との話し合いもホテル側と進めるという形で 解決しました。これは、行政が間に入ることで、 地域住民と事業者の話し合いをスムーズに解決し た例と言えます。

このほか、外国人観光客の増加に伴い、日本人 の常識では考えられない行動が近隣住民に迷惑を かけている例もあります。

苦情対応では、相談方法が多様化すればするほど、相手の表情や口調等、対面でのコミュニュケーションの重要性を痛感するとともに、相手がどのような回答を望んでいるのか、回答手段は何が最も適切なのか、実効性のある対応ができているのか、職員も自問自答する日々です。過去の慣習にとらわれず、ますます時代に応じた行政の柔軟な対応が求められています。

規制基準のない申立てにも苦慮しており、行政が介入できること、できないことを明確に区別することも求められています。日々の業務の中で、法律の根拠に基づき、市民の皆様に納得していただける解決策はないかと考え、行政の立場を忘れることなく、申立者にも寄り添いながら、公害苦情の解決を目指し、努力しています。

京都市では、京都議定書誕生の地としての責任を果たすため、京都市地球温暖化対策条例で毎月16日を「DO YOU KYOTO?デー」(環境に良いことをする日)と定めています。この日には、市内全域で通勤等にマイカーを使用しない「ノーマイカーデー」、屋外照明の消灯を推進する「ライトダウン」等の取組を、市民や事業者と一緒になって実施しています。皆がより良い環境づくりに向け、"KYOTO(ECO)"が日本中に、いや、世界中に広がり、公害がなくなるよう、ひいては持続可能社会の構築に貢献することが、いま、私たちに問われているのではないでしょうか。

もう覚えましたよね?「DO YOU KYO TO?」

ネットワーク

がんばってまーす

函館市の環境と苦情



北海道函館市環境部環境対策課 特定施設指導担当主任技師 天池 真輝

函館市は、北海道の南西部、渡島半島の南東部に位置し、北側と東側は太平洋、南側は津軽海峡に面し、北国としては比較的温暖な気候風土を持つ街です。自然豊かで四季折々の移ろいや新鮮な

海の幸が楽しめるなど自然条件に恵まれています。

安政6年(1859年)に我が国最初の国際貿易港 として開港以来、外国の文化を積極的に取り入れ てきました。それにより国際性豊かな歴史と文化 を育み、異国情緒あふれる街へと成長していきま した。

当市は早くから陸・海・空の交通の要衝となり 国内外の玄関口として栄えました。また、豊かな 水産資源に恵まれた、北海道でも有数の漁場とし て南北海道の中核都市へと発展を遂げてまいりま した。

当市環境部は、大森浜に面した函館山を眺める 啄木 小公園 の近くに立地しています。当市にお ける公害苦情対応は、環境対策課が担当し、公害 担当4名を中心に対応しています。私はその一員 として、今年から公害関係業務を担当することと なりました。

当市における最近の公害防止に関する取組としては、昭和48年4月に施行された「函館市公害防止条例」の全部改正があります。条例施行後の社会状況の変化や、本市の環境の状況の変化から、

40 年以上前の条例の規制内容が、現状にそぐわなくなっていました。このため、改正の議論を開始し、平成30 年4月に改正条例を施行しました。

この改正の議論の中で、全国的にも大きな注目を集めたものがあります。テレビ各局の全国ニュースで取り上げられたため、御記憶にある方もいらっしゃると思います。それは、「早朝のイカ売り」についてです。



啄木小公園から眺める函館山 (画像:函館市公式観光情報はこぶらより)

函館は「イカの街」として全国的に知られております。イカの加工食品のほか、6月からイカ漁が始まると、新鮮なイカを食べることができます。函館では、その日に採れた新鮮なイカを刺身にし、朝食時に食する市民が多くいます。テレビ番組の「秘密のケンミンSHOW」でも取り上げられたので御覧になった方もいると思います。ここで、問題となるのはその売り方です。イカ売りは、早朝6時前から拡声器が付いた軽トラックで「イガ、イガー」と声をかけながら、市内を回ります。これ

が、「騒音」として苦情が年間数件市に寄せられます。

イカ売りはもともと、行商が地声で行っていました。その後、前筆のとおり販売方法が変化し、拡声器使用が条例の規制対象となっていきました。しかし、朝イカの販売を楽しみにしている市民も多く、古くからの商慣習でもあるため、一律に禁止することもできず、苦情には対応しつつ事実上認めてきました。

条例改正時に、このことが問題となったのです。 条例改正の審議状況が地元紙で「イカ売りは騒 音?」として大きく取り上げられました。審議会 では、「地域慣習としてのイカ売りを規制対象と すべきではない。苦情に対しては規制とは違う枠 組みで対応すべき。」などの意見が出され、早朝 のイカ売りを正式に認めるべきとされました。こ れが、報道機関からすると、子供の声や地域の祭 りの音も騒音とされる時代に信じられないことだ ったようです。しかし、放送後、「函館市の今回 の判断は正しい!」・「頑張れ市役所!」との声 が、インターネットのニュースサイトに信じられ ないほど多数投稿され、函館を離れた方から、当 時を偲んでの励ましの手紙も届きました。当時の 担当者からは、音に対し敏感になり寛容ではなく なりつつある時代に、この反応は励みになったと 聞いております。

イカ売りにスポットが集中したものの、無事に 改正施行されました。その後のイカ売りに対する 苦情ですが、年に1、2件寄せられており、都度、 販売者と協議し対応しています。 苦情対応業務の経験の浅い私は、経験豊富な上 司の対応から学びつつ、苦情の処理にあたってお ります。

苦情対応に対して私が難しいと感じたことは、 騒音や悪臭の感じ方は、個々人の感覚による差が 大きく、また長時間、同じ状況が続くとも限りま せん。そのため、苦情の申立を受けてから現地に 到着するまでの間に事象が消失していたり、私の 感覚ではほとんど認識できないため、苦情者の訴 えを十分に理解できず、苦情者の不満を増大させ てしまうことがありました。ほかにも、私は苦情 者に対して、法令では規制できないなどの結論を 早く伝え、期待に沿えない可能性があることを理 解してもらうようにしていました。このため、私 の物言いで傷ついたという市民の方もおりました。

苦情の原因をなくすことは難しくとも、苦情者が感じている不安を和らげるためには、話し方も含めいろいろな知識を吸収することに努めなければならないと感じております。苦情者の気持ちを理解し、少しでも苦情を解決させられる担当者になりたいと感じています。

最後に、函館市の夜景は函館山山頂から陸繋島部分の市街地を見渡すものが有名ですが、最近では渡島半島側の丘から函館市街地及び函館山を眺める裏夜景も知られるようになりました。どの方向から眺めても美しい街を守り、市民の生活環境を守る行政を目指し、精進していきたいと思います。



裏夜景と呼ばれる函館山を眺める夜景 (画像:函館市公式観光情報はこぶらより)

ネットワーク

がんばってまーす

苦情原因者とのコミュニケーション



鳥取県米子市市民生活部環境政策課 環境保全担当係長

口田 知則

米子市は人口 15 万人弱、面積は 132.42 🗹、鳥取県の西部に位置し、南東に中国地方最高峰のではない。

大山、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録の中海を有する、豊かな自然環境に恵まれた街です。

四季を通じて海水浴、登山、サイクリング、スキーなど日常生活の中でレジャーを楽しめる環境が整っています。日本海に面した 皆生 温泉は、

「トライアスロン日本発祥の地」であり、昭和56年から毎年開催している「全日本トライアスロン皆生大会」には全国から鉄人が集結し、過酷な熱いレースが繰り広げられます。同じく、日本海に面した弓ヶ浜海岸は「キス釣りの聖地」として知られており、毎年7月には投げ釣りの全国大会が開催されるほどです。



全日本トライアスロン皆生大会

大山山麓の地下水を原水とする水道水は、ブナ原生林の豊かな土壌に育まれてミネラルを適度に含んでおり、それをペットボトルに詰めた「よなごの水」は、まろやかでのどごしがよく名水として広く認められています。

市の大半は平坦な地形で、道路、鉄道、空港などの利便性も高く、古くから鉄道が整備され、山陰と山陽を結ぶ地域の交通結節点・宿泊拠点、人の行き来が盛んな「山陰の商都」として栄えてきました。

なお、本市の特色として、鳥取大学医学部附属 病院を始め医療機関が充実していることが挙げられ、高齢者にも子育て世帯にもやさしい環境です。 企業、商店等が集積する市街地と住宅地や農地が ある郊外など、同じ市内でも地域により特徴があ り、それらがうまく融合している暮らしやすい街、 それが米子市です。

本市に寄せられる公害苦情相談は、環境保全担 当6名で対応しており、うち3名が化学技師となっています。化学の知識を活かし、市民からの相 談だけでなく、他部署からの相談に乗る機会も少 なくありません。化学技師は事務職に比べ異動が 少ないため、在籍年数が長くなる傾向にあります。 そういう私も今年で9年目となりました。今年は 新たに化学技師としては米子市初となる女性職員 を迎え、日々、苦情対応と後輩の育成に励んでい ます。 環境政策課に寄せられた環境に係る苦情相談件数は、直近5年は300件前後で推移しており、そのうち約半数が公害苦情となっています。平成30年度については297件で、相談件数の多い順に、雑草の繁茂などの土地の管理について、犬・猫等(咆哮やフン)について、悪臭(野焼、水路、化製場など)、騒音そして水質汚濁についてとなっています。雑草や動物関係の苦情相談は、春と秋にピークがありましたが、その他については特に目立ったピークはありませんでした。発生件数に多少違いはありますが、ここ数年は似たような傾向となっています。

苦情相談の一番多い土地の管理については、以前は空地の管理の相談が多くありましたが、近年は空き家の樹木や雑草が問題になるケースが目立ってきています。空地の場合よりも、所有者が県外におられる、家主が亡くなり相続者が不明であるなど、解決がより困難になる傾向にあります。また、昨今の台風などの災害に危機感を抱き、隣接する山林の木が倒れてこないか心配なので切ってほしい、という相談も来るようになりました。

二番目に多い悪臭苦情については、依然として 野焼きの苦情が多くあります。雑草の苦情の際と 同様、隣近所の場合は直接お願いすることを勧め ていますが、今後の近所付き合いもあるのでと、 匿名を希望される方が多くおられます。中には廃 掃法の例外規定のことを知らず、迷惑を受けてな くても通報してこられる方もおられました。

本市では、野焼きの苦情があると、まず現場確認に向かい、家庭ごみ等の廃棄物等を焼却していないか確認します。廃掃法の例外規定に当たるとしても、「近隣から煙のことで相談が来ていますので、やめていただけないでしょうか。」と、やんわり焼却をやめるようお願いしています。「誰が言った。」「直接言ってくれればいいのに。」など、多少不満はありつつも、迷惑をかけている

ことを認識していただき、ほとんどの場合すぐに 焼却行為をやめていただいています。そして、雑 草や落ち葉などの処分方法を見直していただきま す。

つい先日も匿名での野焼き苦情がありました。 「隣の家の庭で野焼きをされ、洗濯物が干せない。 10年我慢したがもう我慢できない。」とのことで した。現場は山裾の住宅地で、車で30分程度かか るところでしたので、到着する頃には終わってい るかもと思いつつ現場に向かいましたが、狼煙の ように白い煙がもうもうと上がり、まだ焼却序盤 といった感じでした。燃やしているものは庭木を 剪定したのか小さな枝葉が多く、家庭ごみはあり ませんでしたが、乾燥させてない状態だったため、 大量の煙が発生していました。60代くらいの女性 が2名おられたので、いつものとおり「ご近所か ら野焼きの煙のことで相談がありまして…。」と 切り出すと、「なんで市役所が来た、誰が言った。」 「これは野焼きではない。」「税金もらっとるく せに、他の仕事しろ。」などと大声を出され、騒 ぎを聞きつけた娘さんまで参加され、こちらもま すます炎上する始末でした。「帰れ!」と怒鳴ら れつつも、可燃ごみとして出してほしい。どうし ても焼くなら、よく乾燥させ、風向きを考慮し、 少量ずつ短時間で終わるように気を付けてほしい と、30分以上説得を続けましたが力及ばずといっ た結果でした。

今まで何十件と野焼き指導に出かけましたが、ここまで話を聞いてもらえなかったことはなく、まだまだ力不足を感じました。これにめげず、よいコミュニケーションをとるにはどうしたらよいか模索しつつ、市民のために「がんばってまーす」と胸を張って言えるよう、これからも努力していきたいと思います。

風力発電施設から発生する騒音等に対する取組について

環境省水·大気環境局大気環境課大気生活環境室

1. 再生可能エネルギーと風力発電

国際的に導入が進む再生可能エネルギー由来の電力容量は、主に太陽光及び風力発電に対する政策支援とコスト削減により、2017~22年にかけて43%成長し、922GW増加することが見込まれる。世界的に再生可能エネルギー容量の増加は太陽光と風力に依存しており、2017~22年に新しく追加される電源の82%を占める(太陽光438GW、風力発電321GWの増加)¹⁾。

日本では 2018 年に閣議決定された政府の第5 次エネルギー基本計画において、太陽光・風力については、世界的に低コストで導入が拡大していることを踏まえ、我が国においても、今後、技術革新等により、一層のコスト低減を進めて他の電源と比較して遜色ない競争力のあるコスト水準となること、蓄電池等との組み合わせにより長期安定的な電源として成熟していくことが期待されると記載されている²⁾。

2018 年の世界のこれまでの陸上風力の容量は540GW、洋上風力の容量は23GWに達するが³、日本での導入量はその1%未満にとどまっている。しかし、第5次エネルギー基本計画でも、風力発電は、大規模に開発できれば発電コストは火力並みで経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源と位置づけられており、日本の風力発電の累積導入量は政府による長期エネルギー需給見通しでは2030年度に1,000万kW(陸上風力+洋上風力)に達する見込みとされ⁴、2018年3月末の導入量(約350万kW⁵)から約3倍と、今後大きく増加していくと予想される。

2. 風力発電と騒音に関する苦情

風力発電に伴い発生する騒音は、交通騒音等と 比べ、著しく大きなものではない。ただ、風力発 電施設がもともと静穏な地域に作られることが 多いため、騒音に関する苦情が発生する場合があ る。2018年に環境省は、全国の地方公共団体を対 象に、風力発電施設から発生する騒音の実態及び 今後の課題等を把握するアンケート調査を実施

した (回答のあった 145 団体を対象に集計)。2018 年 10 月 1 日現在、稼働中(整備に伴う一時停止 中を含む。)の自家用・売電事業用風力発電施設 を対象に調査したところ、苦情が寄せられた施設 は 562 箇所中 67 箇所 (12%) で、そのうち調査 時点で苦情が継続しているのは22箇所(4%) となっていた。苦情が継続している風力発電施設 の大半は 20kW 未満 (13 箇所) であり、そのほか は定格出力別で1,000kW以上2,000kW未満で4箇 所、2,000 kW以上で5箇所となっていた。稼働開 始年度別の苦情発生状況別施設箇所数は、図1の とおりである。平成14年度から苦情等が発生し ているが、平成28年度は3件(定格出力20kW未 満1件、1,000kW 以上2件)、平成 29 年度は8件 (定格出力 20kW 未満7件、1,000kW 以上1件)、 平成 30 年度は4件(定格出力 20kW 未満3件、 1,000kW以上1件)である。近年では、20kW未満 の苦情発生施設箇所数の割合が増えている。

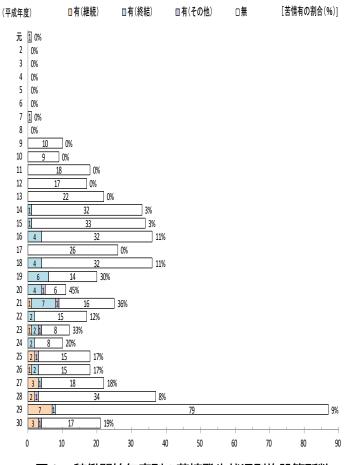


図1 稼働開始年度別の苦情発生状況別施設箇所数

(箇所)

風力発電施設から最も近い苦情者宅までの距離は、図2のとおりである。苦情等が発生したことのある67施設において、苦情を寄せている者のうち、風力発電施設から最も近い苦情者宅までの距離は、20mから3,000mの範囲だった。施設数では、「200m未満」が14箇所と最も多く、次いで「1,000m以上」が12箇所だった。

また、苦情者宅までの距離が「200m 未満」では、 14 箇所のうち、12 箇所で苦情が継続している。

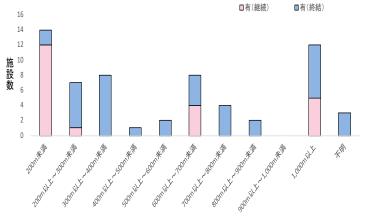


図2 風力発電施設から最も近い苦情者宅までの距離

定格出力と最も近い苦情者宅までの距離を図3に示す。苦情を寄せている者までの最短距離は、定格出力に関係なく1,500m以内(3,000m・2,000kWの苦情原因は景観によるもの)に収まっている。苦情を寄せている数は、20kW未満と2,000kW前後に大別され、20kW未満では200m以内に集中しているが、それ以上大きくなると定格出力の大きさと苦情を寄せている最短距離に比例関係はなく、1,500m以内ではどの距離でも苦情が起こりえる状況という結果になった。

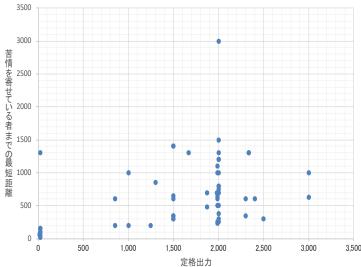


図3 定格出力と最も近い苦情者宅までの距離

なお、この調査結果は、全ての風力発電施設を 対象としたものではないこと、また、苦情が直接 事業者に寄せられ、自治体が把握していないこと もあり得ることに留意が必要である。

3. 風力発電施設から発生する騒音等に関する検討

環境省では、平成25年に音響学や医学等の専門家による「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」(座長:町田信夫 日本大学理工学部教授(当時))を設置し、風力発電施設から発生する騒音(以下「風車騒音」とする)に関する調査・評価手法等について検討を行った。検討会は、パブリックコメントを経て、平成28年11月に報告書をまとめ、公表した。報告書では、国内外のこれまでの風車騒音に関する科学的知見を整理するとともに、その結果を踏まえ、風車騒音の評価の目安についての提言が取りまとめられた。報告書により整理された科学的知見の概要は以下のとおりである。

3.1 風車騒音の特徴

全国 29 の風力発電施設周辺において夜間の時間帯に実測した結果、風力発電施設から発生する音は距離とともに減衰し(図4参照)、風力発電施設の周辺住宅等で実測された騒音は概ね30-50dBの範囲であった⁶。

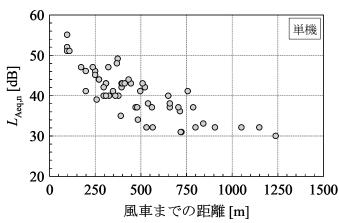


図4 夜間の風車騒音(単機)と水平距離の関係

風力発電施設は、風向風速等の気象条件が適した地域を選択する必要性から、もともと静穏な地域に設置されることが多い。そのため、風車騒音のレベルは、施設の周辺住宅等では交通騒音等と

比較して通常著しく高いものではないが、バックグラウンドの騒音レベルが低いために聞こえやすいことがある。また、風力発電施設の羽(翼)の回転に伴い発生する音は、騒音レベルが周期的に変動する振幅変調音(スウィッシュ音)として聞こえることに加え、一部の風力発電施設では内部の増速機や冷却装置等から特定の周波数が卓越した音(純音性成分)が発生することもあり、騒音レベルは低いものの、より耳につきやすく、わずらわしさ(アノイアンス)につながる場合がある。

全国の風力発電施設周辺で風車騒音を測定した結果からは、20Hz 以下の超低周波音については人間の聴覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。

なお、日本に設置されている風力発電施設のうち主要な製造事業者 17 社によるものの A 特性音響パワーレベルと定格出力の関係を図5に示す。同じ定格出力でも 10dB 近くの差が見られる例もあり、選定の際には低騒音型の機種を選ぶことが重要である。

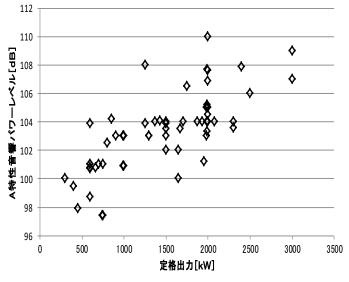


図5 風力発電施設の定格出力と A 特性音響 パワーレベル

3.2 風車騒音の評価と健康影響

これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。

ただし、風力発電施設から発生する騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分等は、わずらわしさを増加させる傾向がある。静かな環境では、風力発電施設から発生する騒音が35~40dBを超過すると、わずらわしさの程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている。

また、超低周波数領域の成分の音も含めた実験の結果、周波数重み付け特性として A 特性音圧レベルが音の大きさ(ラウドネス)の評価に適している。

なお、諸外国における騒音の指標を調べたところ、多くの国が A 特性音圧レベルを用いている。 また、周囲の背景的な騒音レベルから一定の値を 加えた値を風力発電施設から発生する騒音の限 度としている国が複数みられる。

4. 指針及び測定マニュアルの公表

環境省では、3. に記した検討会報告書を踏まえ、平成29年5月26日に、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」と、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」を策定した(詳細は、

http://www.env.go.jp/air/noise/wpg.html 参照)。

4.1 指針・測定マニュアルの策定の趣旨

指針と測定マニュアルを策定した趣旨については、指針を発出した際の環境省水・大気環境局長から都道府県等宛ての通知において、以下のように記されている。

「検討会では、3. に示した知見を基に、風車 騒音については通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い、わずらわしさと睡眠影響に着目して、 屋内の生活環境が保全されるよう屋外において 昼夜の騒音をそれぞれ評価することが適当であると整理され、風車騒音の評価の目安が提案された。指針は、この考え方を踏まえ、風車騒音による生活環境への影響を未然に防止するため策定された。

また、通常、環境騒音を測定する際には、風による雑音を避けるため、風が強い際には測定を避けることとされているが、風車騒音は、施設が稼働する風が吹く際に発生するため、指針による評価を行うための測定は、風力発電施設が稼働する

有効風速範囲において行う必要があり、通常の環境騒音の測定とは異なる測定手法が必要である。 そのため、測定マニュアルが作成されている。

指針と測定マニュアルは、風力発電施設の設置 事業者及び運用事業者等による具体的な対策実 施等に資するとともに、地方公共団体による関係 する事業者や住民等への対応の際の参考となる ことを期待し、定められている。」

4.2 騒音に関する環境基準との関係

風力発電施設から発生する騒音は、風力発電施 設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、 さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距 離や、その地域の地形、植生や舗装等の地表の被 **覆状況、土地利用の状況等により影響される。今** 回策定された指針による指針値は、このような風 力発電施設から発生する騒音の特性を踏まえ、全 国一律の値とするのではなく、風力発電施設の設 置事業者及び運用事業者等による地域の状況に 応じた具体的な対策の実施等に資するために策 定したものであり、行政の政策上の目標として一 般的な騒音を対象とし、生活環境を保全し、人の 健康を保護する上で維持されることが望ましい ものとして定められている騒音に係る環境基準 (平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号) とは 性格及び位置付けが異なる。したがって、上記の 局長通知では、騒音に係る環境基準の類型指定が なされており、風力発電施設が設置されている地 域においては、一般的な騒音に対しては引き続き 当該環境基準に基づき生活環境を保全し、人の健 康を保護するための施策を講じるとともに、風力 発電施設から発生する騒音については、指針に基 づき、未然防止の観点から、当該地域の状況に応 じた具体的な対策等が講じられるよう努めるこ ととされている。

4.3 指針の概要

(1)対象と用語の意味

指針の対象は、主として商業用に用いられる一 定規模以上の風力発電施設の稼働による騒音と する。

また、指針では、「残留騒音」とは「一過性の 特定できる騒音を除いた騒音」、「風車騒音」とは 「地域の残留騒音に風力発電施設から発生する 騒音が加わったもの」としている。

(2)風車騒音に関する指針値

風力発電施設は山間部等の静穏な地域に設置されることが多く、まれに通過する自動車等の一過性の騒音により、その地域の騒音のレベルは大きく変化する。また、風車騒音は風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響される。これらの特徴を踏まえ、風車騒音に関する指針値は、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、残留騒音に5dBを加えた値とされた(図6、7参照)。

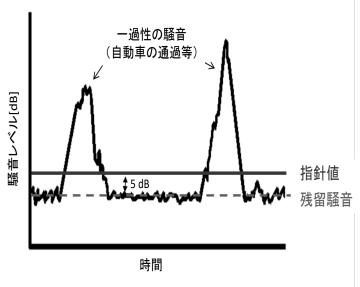


図6 指針値と残留騒音のイメージ

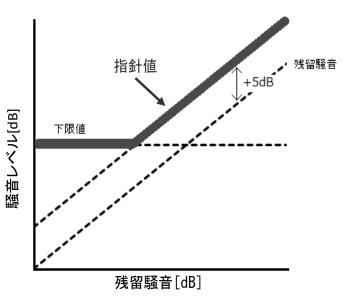


図7 指針値のイメージ

ただし、地域によっては、残留騒音が 30dB を 下回るような著しく静穏な環境である場合があ る。そのような場合、残留騒音からの増加量のみ で評価すると、生活環境保全上必要なレベル以上 に騒音低減を求めることになり得る。そのため、 地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じない レベルを考慮して、指針値における下限値を設定 するとされ(図7参照)、具体的には、残留騒音 が 30dB を下回る場合、学校や病院等の施設があ り特に静穏を要する場合、又は地域において保存 すべき音環境がある場合(生活環境の保全が求め られることに加えて、環境省の「残したい日本の 音風景100選|等の、国や自治体により指定され た地域の音環境(サウンドスケープ)を保全する ために、特に静穏を要する場合等) においては下 限値を 35dB とし、それ以外の地域においては 40dB と定めた。

(3)残留騒音及び風車騒音の測定方法とそれらの 騒音と指針値との比較の考え方

騒音の評価尺度はいずれもA特性音圧レベルを 用いるものとし、また、通常の環境騒音の測定に おいては雑音を抑制するため強い風を避けるこ ととされているが、この指針における残留騒音及 び風車騒音は風力発電施設が稼働する風のある 条件で測定する必要があることから、原則として、 4.4 に述べるマニュアルに定める方法により、地 域の風況等の実態を踏まえ適切に行うこととさ れた。

残留騒音及び風車騒音は、人の生活環境を保全すべき地域において、屋内の生活環境が保全されるように、屋外において風力発電施設が稼働する代表的な風況下において、昼間(午前6時から午後10時まで)と夜間(午後10時から翌日の午前6時)の値をそれぞれ求め、得られた残留騒音の値に5dBを加えた値を指針値とすることとされた。ただし、残留騒音が30dBを下回る場合等は、下限値(地域によって35dB又は40dB)を指針値とし、その上で、得られた風車騒音を指針値と比較するものとするとされた。

(4)注意事項等

この指針の適用に当たっては、以下の注意事項 が付されている。

・指針は、騒音に関する環境基準、許容限度や受 忍限度とは異なる。

- ・測定方法が異なる場合、測定結果を単純に比較することはできない。
- ・指針は、風力発電施設から発生する騒音等に関する検討を踏まえて設定したものであるため、 その他の騒音の評価指標として使用すること はできない。

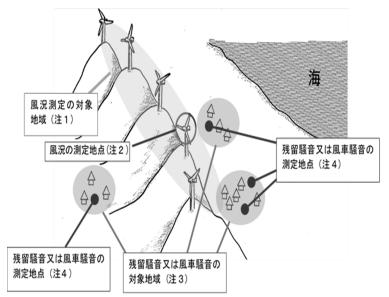
また、設定に際しての基礎資料を適宜再評価することにより、指針は必要に応じて改定するとされている。

なお、指針においては、騒音については聞こえ 方に個人差があり、また地域によって風力発電施 設の立地環境や生活様式、住居環境等が異なるこ とから、指針値を超えない場合であっても、可能 な限り風車騒音の影響を小さくするなど、地域の 音環境の保全に配慮することが望ましいと記載 されている。風力発電施設による騒音問題の未然 防止においては、その場所の状況等に応じた取組 が重要である。

4.4 測定マニュアルの概要

4.1 に記したとおり、風車騒音の測定にあって は、施設が稼働する風が吹く際に行うことが重要 であり、そのためその地域での風況を把握するこ とが必要となる。また、風車騒音の評価において は、これまで環境騒音の測定にはなかった残留騒 音の把握も必要となる。そのため、測定マニュア ルが新たに定められた。このマニュアルは、風力 発電施設の設置事業者・製造事業者、行政(国、 地方公共団体)、地域住民等の関係者等が、風力 発電施設から発生する騒音に関する測定を行う 場合の標準的な方法を示すものであり、風車騒音、 残留騒音の測定方法の他、測定手順や留意点等も 併せて記載されている。また、附録として、平均 風速や暗騒音の影響を受けた際の分析データの 選定に関する判断の仕方と、記入様式の例が添付 されている。

図8は風況・騒音を測定する場所のイメージ図である。マニュアルにおいては、測定の対象地域・地点の選定の考え方、測定時期や時間帯、騒音を測定する際に必要となるウィンドスクリーンや測定高さ、除外音処理する音等についても整理している。



指針等を活用した環境影響評価等が実施されているところである。今後はこれらの活用実態等も踏まえながら、引き続き指針等の適切な運用が進むよう取り組んでいく予定である。風力発電は大気汚染等の環境負荷の少ないクリーンなエネルギーであることから、指針等の活用により、騒音に関し、生活環境の保全に向けた取組が更に進むことを期待している。

- (注1)風力発電施設が設置予定、あるいは設置されている地域
- (注2)風況の対象地域で、ハブ高さ付近の風況を把握することができる地点
- (注3)風車騒音が人の生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域
- (注4)残留騒音又は風車騒音の対象地域(複数の対象地域を設定する場合は対象地域毎)における残留騒音又は風車騒音を把握することのできる地点

図8 風況・騒音を測定する地点の配置例

測定マニュアルの具体的な内容については、環境 省IP

(http://www.env.go.jp/air/noise/wpg/sokute imanual.html) 参照。

5. 今後の取組

上述の検討会報告書では、以下が今後の課題と され、知見を集めていくことが重要とされた。

- ・既に設置されている風力発電施設の現地における事後調査の分析結果を踏まえた風車騒音の 伝搬等に関すること。
- ・純音性成分の評価等の、現時点で知見が不足している風車騒音の人への影響に関すること。
- ・既に風力発電施設が設置されている地域に新た に別の風力発電施設を建設する場合の騒音の 累積的な影響に関すること。
- ・今後風力発電施設が超大型化した場合の騒音等の影響に関すること。

環境省としては、今後、これらの課題に関し知 見を集めていく予定である。

本稿で紹介した風車騒音に関する指針・測定マニュアルは策定され2年が経過しており、この間、

参考文献

- 1) 外務省:エネルギーをめぐる国際的議論 Vol.1 IEA 発行「再生可能エネルギー2017」再生可能 エネルギーの分析レポート(2017)
- 2) 日本国政府: 第 5 次エネルギー基本計画 (2018)
- 3) 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA): RENEWABLE CAPACITY STATISTICS (2019).
- 4) 資源エネルギー庁: 長期エネルギー需給見通 し関連資料 (2015)
- 5) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO): 「日本における風力発電設備・導入実績」(2018)
- 6) 環境省 平成 22-24 年度環境研究総合推進費 研究課題「S2-11 風力発電等による低周波音 の人への影響評価に関する研究」報告書

公害等調整委員会の動き (令和元年7月~9月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月日	期 日	開催地
7月2日	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	東京
	第1回審問期日	
7月23日	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁	東京
	定申請事件 第1回審問期日	
7月30日	春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財	東京
	産被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	
9月24日	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被	東京
	害原因裁定申請事件 第1回審問期日	

2 公害紛争に関する受付・終結事件 の概要

受付事件の概要

一 渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件

(令和元年(セ)第4号事件)

令和元年8月16日受付

本件は、隣接する被申請人らの建築工事現場からの騒音・振動・粉塵により、申請人らに、不眠、ストレス障害、ぜんそく悪化等の健康被害が生じているほか、家屋の損傷、防音対策、借家人の退去等の財産被害を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3643万7870円の支払を求めるものです。

茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

(令和元年(ゲ)第2号事件)

令和元年9月9日受付

本件は、水戸地方裁判所から、同裁判所に係 属している「水戸地方裁判所平成24年(ワ)第 494号・同第676号損害賠償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

○ 小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件

(令和元年(セ)第5号事件)

令和元年9月19日受付

本件は、申請人が、近接する食品製造会社(被申請人)の工場から排出されたエタノールによって増殖したカビの一種により、申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金1130万4802円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

四日市市における医療機関からの大気汚染・ 悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(平成30年(ゲ)第8号事件)

① 事件の概要

平成30年8月16日、三重県四日市市の住民1人から、隣接する歯科医院を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する歯科医院がガス(塩素、フッ素を含む。)を排出・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに 裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催 するなど、手続を進めた結果、令和元年7月9 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事 件は終結しました。

○ 国立市における騒音による健康被害等責任裁 定申請事件

(平成30年(セ)第8号事件)

① 事件の概要

平成30年11月20日、東京都国立市の住民1人から建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるとして、被申請人に対し、損害賠償金92万2720円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに 裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和 元年7月10日、申請人から申請を取り下げる 旨の申出があり、本事件は終結しました。

○ 府中市における室外機等からの騒音被害責任 裁定申請事件

(平成29年(セ)第10号事件)

① 事件の概要

平成 29 年 12 月 28 日、東京都府中市の住民 1 人から、隣接するアパートの所有者及び不動 産管理会社を相手方(被申請人)として責任裁 定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、申請人宅に隣接して建設されたアパートの換気扇及び室外機から発生する騒音により、身体的・精神的苦痛等の被害を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計 3300万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに 裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催する とともに、室外機等から発生する騒音と健康被 害等との因果関係に関する専門的事項を調査す るために必要な専門委員 1 人を選任したほか、 事務局及び専門委員による現地調査を実施する など、手続を進めた結果、令和元年 8 月 27 日、 本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は 終結しました。

○ 成田市における建設工事からの振動による財 産被害等責任裁定申請事件

(平成 29 年 (セ) 第 7 号事件・令和元年 (調) 第 1 号事件)

① 事件の概要

平成29年6月20日、千葉県成田市の住民1 人から、建設会社を相手方(被申請人)として 責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙亀裂等の財産被害が生じたこと及び工事終了後に損害賠償を行うと言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金327万5515円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに 裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催する とともに、解体工事及び建築工事による振動と 財産被害等との因果関係に関する専門的事項を 調査するために必要な専門委員1人を選任した ほか、事務局及び専門委員による現地調査を実 施するなど、手続を進めた結果、本件について は当事者間の合意による解決が相当であると判 断し、令和元年8月9日、公害紛争処理法第42 条の24第1項の規定により職権で調停に付し (公調委令和元年(調)第1号事件)、裁定委 員会が自ら処理することとしました。同日、第 1回調停期日において、裁定委員会から調停案 を提示し、9月6日の第2回調停期日において、 当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本 件申請については取り下げられたものとみなさ れ、本事件は終結しました。

○ 春日井市・小牧市における焼却施設からの大 気汚染による財産被害等責任裁定申請事件 (平成30年(セ)第7号事件)

① 事件の概要

公害等調整委員会の動き

平成30年11月5日、愛知県春日井市の住民1人から春日井市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人の使用している墓所に隣接する廃棄物焼却施設(小牧市所在)からのばい煙、錆により申請人の所有する墓石に変色が生じたのは、墓地の管理者である春日井市(被申請人)の管理義務の不履行によるものであり、物理的被害及び精神的損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金222万5840円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに 裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催する など、手続を進めた結果、令和元年9月24日、 本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は 終結しました。

○ 成田市における室外機等からの騒音・低周波 音等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成 28 年 (セ) 第 1 号事件・平成 29 年 (セ) 第 2 号事件)

① 事件の概要

平成28年2月16日、千葉県成田市の住民4人から、コンビニエンスストアのフランチャイザー及び経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが、 近接するコンビニエンスストアの屋外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、 圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計 1817 万円 9458 円等の支払を求めたものです。

その後、平成29年1月16日、同申請人らから、ドラッグストアを経営する法人を相手方(被申請人)として、類似の内容の損害賠償金合計1320万円の支払を求める責任裁定申請があり(公調委平成29年(セ)第2号事件)、同年10月3日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、各申請受付後、直ちに 裁定委員会を設け、合計8回の審問期日を開催 するとともに、業務用エアコンの室外機から発 生している騒音・低周波音と健康被害等との因 果関係に関する専門的事項を調査するために必 要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、 事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年9月25日、申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き (令和元年7月~9月)

公害等調整委員会事務局

1 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
青森県 令和元年(調)第1号事件	砕石場からの粉じん騒音被害防止請求事件	R1. 7. 26
京都府令和元年(調)第2号事件	近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件	R1. 7. 9
京都府令和元年(調)第3号事件	グラウンドからの騒音被害防止請求事件	R1. 7. 12
大阪府 令和元年(調)第2号事件	家庭用ガスエンジンコジェネレーションシス テム騒音等被害防止請求事件	R1. 7. 17
大阪府 令和元年(調)第3号事件	解体・スクラップ工場騒音振動被害防止請求 事件	R1. 8. 14
大阪府 令和元年(調)第4号事件	地下水汚染対策措置継続請求事件	R1. 9. 2
兵庫県 令和元年(調)第2号事件	マンション建設工事に係る大気汚染損害賠償 請求事件	R1. 9. 2
佐賀県 令和元年(調)第1号事件	ごみ処理施設建設工事に伴う地下水汚染のお それ公害防止請求事件	R1. 8. 19
大分県 令和元年(調)第1号事件	コインランドリーからの騒音等被害防止請求 事件	R1. 8. 22

2 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
栃木県 平成30年(調) 第2号事件	栃木県 住民1人	鋳造製鋼 原料加工 販売会社	平成30年12月17日受付	令和元年7月29日 調停申請取下げ
[鋳造製鋼原料加工販売業者土壌 汚染物質撤去等 請求事件]			被申請人が過去に行った切削油等 の投棄によって生じた申請人所有 地の土地中の土壌汚染についど 被申請人は、不法行為責任などの 法的責任を負わなければならない。よって、被申請人は、申請人 に対し、申請人所有地の土地中の 土壌汚染物質を撤去するか、と は相当額の損害賠償を行うこと。	申請人は、都合に より、調停申請を 取り下げたため、 本件は終結した。
富山県 平成30年(調) 第1号事件	富山県 住民1人	食品製造 会社	平成30年2月16日受付	令和元年7月5日 調停成立
[食品工場からの 騒音・振動被害 防止請求事件]			申請人は、昼、夜間の工場の騒音・振動により睡眠を妨げられ、 日中の活動に影響が出ており、また、睡眠不足により体調不良である。よって、被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。	調停委員会は、5回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。
愛知県 平成30年(調) 第1号事件	愛知県 住民2人	特定非営 利活動法 人(福祉	平成30年2月28日受付	令和元年7月22日 調停成立
[大型空調室外機 からの騒音被害 防止請求事件]		事業)	被申請人が建設したビルの敷地内で申請人居宅の敷地と隣接する箇所に設置した大型空調室外機から発生する騒音は、申請人らの受忍限度を超える程度のものであり、申請人らの平穏に生活をする権利を侵害するものである。よって被申請人は、申請人らの居宅敷地と隣接するビルの敷地内に設置してある大型空調室外機の使用を停止すること。	調停委員会は、8回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
京都府 平成30年(調) 第2号事件	京都府 住民2人	漬物製造 会社	平成30年8月22日受付	令和元年9月2日 調停申請取下げ
[漬物製造工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件]			(1)漬物製造工場からの強い発酵臭により近隣環境が悪化して経験では、(2)悪臭流入のため、窓等を解放して外気の導入ができない、(3)嗅いとを展り、極り、大きないで、(4)不快を見がより、極いのでは、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のをは、がで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場のがで、(5)工場では、(5)	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
京都府 平成31年(調) 第1号事件	京都府 住民1人	京都府 住民1人	平成31年3月4日受付	令和元年8月20日 調停打切り
[防霜ファン稼働 請求事件]			(1)被申請人 ・ (1)被申請人 ・ (1)被申請人 ・ (1)被申請人 ・ (1)被申 ・ (1)被明 ・ (1)被明 ・ (1)被明 ・ (1)被明 ・ (1)被明 ・ (1)被明 ・ (2)で明 ・ (3)で明 ・ (3)での ・ (4)では ・ (5)を被 ・ (5)を ・ (5)を ・ (6)を ・ (7)を ・ (8)を ・ (8)が ・ (8)	調停委員会は、1回の開催を進出の開催を進めたが、1回の開催を進立する見し、当時ではいいとがある。 おいっと がいい はい は

都道府県公害審査会の動き

		1.4. 44. ·	=+ l> _ lmr	// /- /-
事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成30年(調) 第4号事件	学校法人 (保育園 経営)	大阪府 住民2人	平成30年5月25日受付	令和元年7月2日 調停申請取下げ
[保育園騒音問題承諾請求事件]			被申請人にない。	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
大阪府 平成31年(調)	大阪府 住民1人	大阪府 住民2人	平成31年4月16日受付	令和元年9月25日 調停成立
第2号事件 「家庭用ガスエンコョ等はアンションのでは、アンのでは、アンシーのでは、アンシーのでは、アンシーのでは、アンシーのでは、アンシーのでは、アンのでは、アンのでは、アンシーのでは、アンシーのでは、ア			申請人20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年20年2	調停委員会は、3回の調停の調停の調停の調停の調停の調停の調停を進行を進行を進行を表現である。 おいっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 令和元年(調) 第2号事件	大阪府 住民1人	ガス事業者	令和元年7月17日受付	令和元年9月25日 調停申請取下げ
[家庭用ガスエン ジンコジェネレ ーションシステ ム騒音等被害防 止請求事件]			大阪府平成31年(調)第2号事件と同じ。	申請人は、都合に より、調停申請を 取り下げたため、 本件は終結した。
兵庫県 令和元年(調) 第1号事件	兵庫県 住民1人	市(代表者市長)	令和元年5月8日受付	令和元年8月30日 調停打切り
[救急車両騒音防止対策請求事件]			A市の救急車から発生する騒音により、生活上の支障がある。よって、A市の救急車が県道から市民病院までの約400mを走行する際、サイレンの音量を50デシベル以下にすること。	調停委員会は、2 回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
沖縄県 平成30年(調) 第1号事件	沖縄県 住民2人	小売業会 社 (コン ビニエン	平成30年7月10日受付	令和元年9月20日 調停成立
[コンビニエンス ストアからの悪 臭被害防止請求 事件]		スストア)	自宅に隣接するコンビニエンスストアからの油臭が自宅内や洗濯物干し場に侵入してくるため、洗濯物が干せず、窓も開けられないことがある。このままの状態が続くと、健康被害についても心配である。よって、相手方は、申請人宅に漂わせている悪臭を排除すること。	調停委員会は、5 回の調停期日の開催等手続を進めた 結果、調停委員会 の提示した調停案 を当事者双方が受 諾し、本件は終結 した。

(注) 上記の表は、原則として令和元年7月1日から令和元年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。



第 99 号 令和元年 11 月 編集 総務省公害等調整委員会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

Tel: 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3503-8591 (直 通)

Fax: 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断り しておきます。 近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども 公害紛争処理の対象になります。 紛争を解決するには、まずは相談を。

公害紛争処理制度に関する相談窓口

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月~金曜日 10:00~18:00 (祝休日及び12月29日~1月3日は除く。)

FAX.03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

URL. http://www.soumu.go.jp/kouchoi/

